日本年金機構における
オンラインサービスについて

【1.電子申請】

①サービスの概要

電子申請の方法は以下の3種類です。電子申請を行うにはgBizIDまたは電子証明書が必要です。

申請方法	概要
届書作成プログラム 	・日本年金機構のＨＰから**無料**で**ダウンロード**できるソフト（届書作成プログラム）から電子申請を行う方法。 ・デジタル庁が発行する**gBizID**と**組み合わせ**ることで、**無料で電子申請の環境が整う**。 ・電子送付で受け取る**被保険者データ**を**取り込む**ことで、入力項目の一部が予め入力された状態になり、**簡易に電子申請することが可能**。
労務管理ソフト	・民間事業者が提供する市販の**労務管理ソフト**から**電子申請**を行う方法。 ※ご利用になるソフトによって利用方法が異なりますので、ご利用の労務管理ソフトのHP等をご確認ください。
ｅ-Ｇｏｖ e-GOV	・**ｅ-Gov**（デジタル庁が運営している総合的なポータルサイト）から**電子申請**を行う方法 ※上記の２つの方法と異なり、届書項目全ての入力が必要。申請方法等の詳細はe-GovのHPをご確認ください。

【1.電子申請】

①サービスの概要

gBizIDとは

デジタル庁が運営している認証サービスです。１つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスでき、無料で利用可能です。
詳しくはgBizIDのＨＰ（URL：https://gbiz-id.go.jp）をご確認ください。

電子証明書とは

電子申請の際、申請者が送信するデータが原本であること、改変されていないことを証明するためのもので実印に相当するものです。
電子証明書は数種類あり、取得方法等は電子証明書を発行する認証局（官公庁または民間）のＨＰ等をご確認ください。

【1.電子申請】

②電子申請のメリット

利用者

いつでもどこでも申請可能
24時間365日オンラインで申請が可能
在宅勤務をしていても、自宅から申請が可能

処理が速く、正確
申請データをそのまま取り込んで処理するため、紙の届出と比べ、処理が正確で速い

コスト削減
来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減可能

申請時のチェック、データ管理が簡単
申請時に不備がないかシステムチェックが可能
処理状況･結果通知をＰＣで確認でき､データ管理も簡単

機構

正確な処理
データのまま処理可能であるため、入力誤りがない正確な事務処理が可能

コスト削減
データのまま処理可能であるため、入力作業が不要となり、事務処理コストが削減され、処理も速い

＜電子申請利用中の中小企業の皆様からの声＞

- 資格取得届等の提出に伴う**保険証の発行が早くなった**。
- **届書作成が楽**になった。紙の届書だと必要事項を全て手書きしなければならず手間だった。
- 電子申請への切り替えに、**最初は戸惑ったが、慣れれば電子申請の方が楽**になった。
- 届書の郵送費用や窓口に提出する際の交通費が掛からなくなった。
- gBizID、届書作成プログラムの利用に費用が掛からず、手軽に手続きが開始できた。
- 手続方法も日本年金機構ＨＰで確認でき、分かりやすかった。
- データで管理できるので、ペーパレス化につながった。

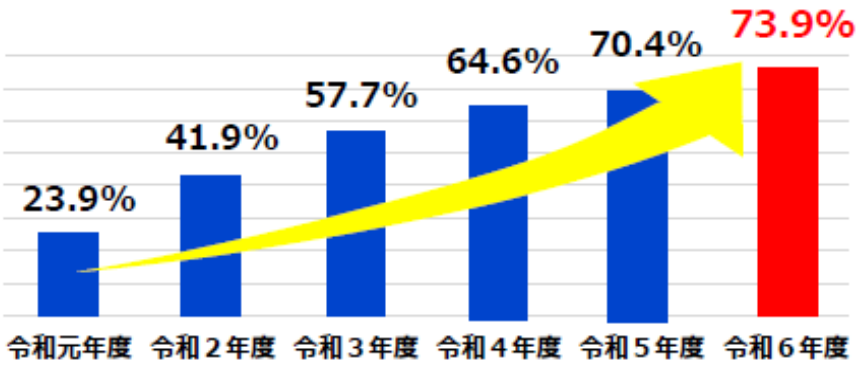


【1.電子申請】

③電子申請の現状

主要７届書※1**の電子申請割合**は年々上昇し、
令和６年度末時点で**73.9%**まで増加。

※１　ⅰ資格取得届　ⅱ資格喪失届　ⅲ算定基礎届　ⅳ月額変更届
ⅴ賞与支払届　ⅵ健康保険被扶養者異動届　ⅶ国民年金第３号被保険者関係届



④申請の流れ

申請全体の流れ（ 例：gBizIDと届書作成プログラムを利用した電子申請）

アカウント取得 → ② 届書作成プログラムダウンロード → ③ 届書作成 → ④ 電子申請 → ⑤ 届書受理



○利用開始にあたっては、**年金事務所**による**電話**や**訪問サポート**が**あります**。
お気軽に管轄の年金事務所へお問い合わせください。

【2.電子送付（オンライン事業所年金情報サービス）】

①サービスの概要

事業主のgBizIDや電子証明書により、e-Govから電子送付希望を登録することで、毎月の社会保険料額情報等の各種情報・通知書を定期的に電子データで受け取れます。

※利用申込みは、事業主名義で実施する必要がありますが、e-Govのアカウント間情報共有機能を活用することで、毎月の閲覧は事業主が指定した担当者が実施することも可能です。

また、令和７年１月からは、社会保険事務を受託している社会保険労務士も、オンライン事業所年金情報サービスを利用可能となりました。社会保険労務士は被保険者データのみ受取り可能で、委託関係の確認の観点から、提出代行証明書を添付の上、必要な都度申請を行う予定です。

【2.電子送付（オンライン事業所年金情報サービス）】

①サービスの概要

電子送付で受け取れる情報は下記のとおりです。

各種情報・通知書の内容		メリット
社会保険料額情報	・月末に納付いただく**社会保険料**の**見込額**の**情報**。	・郵送される納入告知書、保険料納入告知額･領収済額通知書が届くよりも**早く社会保険料額**を**知ることが出来ます**。
保険料増減内訳書	・保険料の増減に該当する**被保険者**、**増減**となった**理由**及び**増減額**の**情報**。	・資格取得届等の提出により、前月と当月の**社会保険料額**に**増減**が**生じた場合**に、その**理由**等を**知ることが出来ます**。
基本保険料算出内訳書	・9月分※の保険料の基礎となる**標準報酬月額ごと**の**被保険者数**等の**情報**。毎年10月にのみ作成されます。 ※毎年7月に提出される算定基礎届が最初に反映される月	・算定基礎届を提出した結果の**標準報酬月額毎**の**人数**を**知ることが出来ます**。
賞与保険料算出内訳書	・**被保険者ごと**の**賞与保険料**の**情報**。 賞与支払届の提出があった場合にのみ作成されます。	・個人毎の**賞与**に係る**保険料額**を**知ることが出来ます。**
被保険者データ	・**届書作成プログラム**※で**簡単**に**届書**を**作成**するための**事業所**と**被保険者**の**情報**。 ※日本年金機構が無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるソフト	・社会保険の手続きを**簡易**に**電子申請することが出来ます**。 ※令和7年1月から「算定月」や「賞与の登録月」以外でも、希望する月に受取が可能となりました。
保険料納入告知額・領収済額通知書	・社会保険料を**口座振替**で**納付**している事業所に対して、**当月の口座振替額**と**前月の領収額**を**通知するもの**。	・毎月、**郵送**されてくる**口座振替額**の**通知**の**管理**が**簡単になります**。

【2.電子送付（オンライン事業所年金情報サービス）】

②電子送付のメリット

利用者

連絡不要で、必要な情報を定期的に入手可能
必要な都度、年金事務所へ連絡する必要はなく、１度の申込で、定期的に必要な情報が電子送付される

早く確認・受取が可能
例えば、保険料額情報は1週間程度、被保険者データは20日間程度、郵送よりも早く確認・受け取りが可能

いつでもどこでも確認可能
24時間365日オンラインで、どこでも確認可能
関係者間の情報共有が容易になる

簡易に電子申請が可能
機構が提供する届書作成プログラムに取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請が可能

機構

コスト削減
通知書作成や郵送に係るコストが削減される
照会対応に伴う作業時間が削減される

③利用までの流れ

オンライン事業所年金情報サービスを利用するためには、gBizID又は電子証明書を用意したうえで、利用申込みが必要です。

gBizID又は電子証明書を取得	e-Govのマイページにログイン	利用申込み
gBizID又は電子証明書を用意します	gBizIDやe-Govアカウント等で、e-Govのマイページにログインします。	利用申込み（開始手続き、依頼手続き）を行うことで、電子データを受け取ることができます。
		

【2.電子送付（オンライン事業所年金情報サービス）】

③利用までの流れ

【電子送付申込画面（e-Gov)】

【オンライン事業所年金情報サービス】電子送付開始手続き

日本年金機構から社会保険料額等の情報をオンラインで定期的に受け取る際の手続きです。
オンライン事業所年金情報サービスは、日本年金機構から事業所の方向けに、社会保険料額情報等を電子データでe-Govのマイページ内の「電子送達」へお届けする電子送付サービスです。
※　申請項目や情報・通知書の詳細は左上の「様式記入要領」を参照してください。

電子送付開始対象の事業所情報

事業所整理記号・事業所番号を入力してください。

事業所整理記号	（例：2101-イロハ） 2101	－　イロハ
事業所番号	（例：01234） 01234	

事業所整理記号及び
事業所番号を入力



「ねんきんネット」
マスコットキャラクター
ねんきん太郎

情報・通知書ごとの電子送付希望

電子送付を希望する場合は「希望する」を選択してください。
希望しない場合は「希望しない」を選択してください。
※　電子送付する情報・通知書の変更は随時「電子送付変更手続き」で行うことができます。

社会保険料額情報	◉希望する ○希望しない	月末に納付いただく社会保険料の見込み額をお知らせするものです。 原則、毎月送付されます。
保険料納入告知額・領収済額通知書	◉希望する ○希望しない	社会保険料を口座振替で納付いただいている事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。原則、毎月送付されます。 ※　電子送付を希望した場合、紙の通知書は郵送されなくなります。
保険料増減内訳書	◉希望する ○希望しない	資格取得届の提出等により、前月と当月の社会保険料額に増減が生じた場合、増減の原因となった被保険者や標準報酬月額等を確認できます。社会保険料の増減がある場合に送付されます。
基本保険料算出内訳書	◉希望する ○希望しない	9月分※の保険料の基礎となる標準報酬月額ごとの被保険者数等を確認できます。毎年10月にのみ送付されます。 ※　毎年7月に提出される算定基礎届が最初に反映される月
賞与保険料算出内訳書	◉希望する ○希望しない	賞与保険料の内訳を、被保険者ごとに確認できます。 賞与支払届の提出があった場合にのみ作成されます。
被保険者データ	◉希望する ○希望しない	届書作成プログラムで簡単に届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。 ※　届書作成プログラムとは、日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるプログラムです。

情報・通知書ごとに電子
送付希望の有無を選択

送付希望月

◉毎月送付を希望する
○選択した月のみ送付を希望する

☐1月 ☐2月 ☐3月 ☐4月 ☐5月 ☐6月
☐7月 ☐8月 ☐9月 ☐10月 ☐11月 ☐12月

※　送付希望月の選択内容に関わらず、算定及び賞与支払予定月の前月に送付されます。

決定通知書	◉希望する※ ○希望しない	紙・電子媒体で届出された届書の処理結果を通知するものです。決定通知書等が作成される都度、送付されます。 ※　電子申請で届出を行った場合の決定通知書は、電子申請の通知として、別途電子的に送付されます。